

公立大学法人公立小松大学職員給与規則

平成30年4月1日

規則第37号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
 - 第2章 本給（第5条～第11条）
 - 第3章 諸手当（第12条～第20条）
 - 第4章 期末手当、勤勉手当（第21条～第24条）
 - 第5章 雑則（第25条～第31条）
 - 第6章 退職手当（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、公立大学法人公立小松大学職員就業規則（平成30年規則第26号。以下「職員就業規則」という。）第24条の規定に基づき、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 非常勤職員の給与に関する事項については、別に定める。

（法令等）

第2条 給与の支給等に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等の定めるところによる。

（定義）

第3条 職員の給与は、本給、諸手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当及び特別勤務手当とする。

3 職員就業規則第29条第2項の規定に基づいて再雇用される者（以下「再雇用職員」という。）及び同規則第30条の5の規定に基づいて再雇用される者（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の諸手当は、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当及び特別勤務手当とする。

（給与の支給日）

第4条 給与（期末手当、勤勉手当を除く）は、月の初日から末日までを1給与期間として、当該月の21日に支給する。ただし、その日が公立大学法人公立小松大学職員勤務時間、休日、休暇等規則（平成30年規則第27号。以下「職員勤務時間規則」という。）第8条に定める休日（以下「休日」という。）の場合は繰り上げて支給する。

2 期末手当、勤勉手当は、6月30日と12月10日に支給する。ただし、その日が休

日の場合は繰り上げて支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、大学の財政その他の事情により支給日を変更することがある。

第2章 本給

(本給表の種類及び適用範囲)

第5条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育職本給表 別表第1
- (2) 一般職本給表 別表第2
- (3) 医療職本給表 別表第3

2 前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。

- (1) 第1項第1号 教育職員（保健管理センターの医師を含む）
- (2) 第1項第2号 事務職員、技術職員
- (3) 第1項第3号 医療職員

3 再雇用職員のうち公立大学法人公立小松大学再雇用職員就業規則（令和4年規則第24号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第2条に定める再雇用フルタイム勤務職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。また、同条に定める再雇用短時間勤務職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の勤務時間を職員勤務時間規則第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

4 定年前再雇用短時間勤務職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の勤務時間を勤務時間規則第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

5 65歳を超える教育職員の本給は年俸制とし、別途諸手当のうち扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当を支給する。

年俸制の教育職員の本給

職位	本給年額
助教	4,500,000 円
講師	5,000,000 円

准教授	5,500,000 円
教授	7,000,000 円

6 年俸制の給与は、本給年額に 12 分の 1 を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、毎月第 4 条第 1 項の支給日に支給する。

7 前 6 項の規定にかかわらず、就業規則第 30 条の規定に該当する者は、その業績や職責に応じて理事長が別に定める。

(初任給)

第 6 条 新たに職員となった者の職務の級は、原則としてその職務に応じ、次表の適用職階表に定める級別の資格基準に従い決定する。

適用職階表

①教育職本給表

職務の級	職階 (職名)
1 級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	教授の職務

②一般職本給表

職務の級	標準的な職務 (職名)
1 級	定型的な業務を行う係員、技術員の職務
2 級	(1) 主任の職務 (2) 技術主任の職務 (3) 高度な知識と経験を必要とする業務を行う係員、技術員の職務
3 級	(1) 係長の職務 (2) 専門職員、技術専門職員の職務 (3) 困難な業務を処理する主任、技術主任の職務
4 級	(1) 課長補佐の職務 (2) 専門員、技術専門員の職務 (3) 困難な業務を処理する係長、専門職員、技術専門職員の職務
5 級	(1) 主任専門員、主任技術専門員 (2) 困難な業務を処理する課長補佐、専門員、技術専門員の職務
6 級	課長の職務
7 級	事務局次長の職務
8 級	事務局長の職務

③医療職本給表

職務の級	職階（職名）
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 看護師の職務 (2) 保健師の職務
3 級	看護主任、保健主任の職務
4 級	看護師長、保健師長の職務

2 前項により職務の級が決定された者の号給は、初任給基準表に定められている号給を基礎に、職務経験等を考慮して決定する。

初任給基準表

本給表	職種		学歴区分	初任給
教育職	教育職員 (助手、助教)		博士課程修了（大学6卒後）	1 級37号給
			博士課程修了	1 級31号給
			修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1 級13号給
			大学4卒	1 級 1 号給
一般職	採用試験	事務職員、技術職員	大学4卒	1 級25号給
			短大2卒	1 級15号給
			高校卒	1 級 5 号給
	その他	高校卒	1 級 1 号給	
医療職	保健師、看護師		大学卒	2 級11号給
			短大3卒	2 級 5 号給
			短大2卒	2 級 1 号給
	准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号給	

(経験年数を有する者の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、前条第2項の初任給基準表に定める号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務として次条に定める経験年数換算率が100/100のものに従事した期間の年数を除く。）の月数にあつては、18月。）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（55歳を超える月の翌月以降の期間の年数については2。）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(経験年数の換算)

第8条 経験年数の換算は次表の経験年数換算表により算定する。

経験年数換算表

経歴		換算率
職歴	職員として同種の職務に従事した期間	100/100
	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常勤職員の勤務時間以上勤務するものに限る。）	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間		50/100 以下

（昇格）

第9条 職員が職員就業規則第27条の規定により昇任し、又は別に定める昇格基準に達した場合は、その者の資格及び職責に応じて、上位の級に昇格させる。ただし、昇格前の在級期間が1年未満の場合及び昇格によって他の職員と著しく均衡を欠く場合は、これらの要件を満たすまで昇格を延期する。

2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別表第4に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

（降格）

第10条 職員が職員就業規則第28条の規定により降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させる。

2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別表第5に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

（昇給）

第11条 昇給は、昇給日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（教育職本給表4級の職員は、3号給）とすることを標準として、勤務成績により決定される昇給の区分に応じて次の表に定める号給数とする。

勤務成績区分表

記号	成績区分	号給数	具体例
A	極めて良好	8	特に顕著な業績・成果をあげた場合
B	非常に良好	6	顕著な業績・成果をあげた場合
C	良好	4	良好な勤務成績・態度であった場合
D	やや不良	2	遅刻欠勤が度々ある場合ほか
E	不良	0	職務に消極的で遅刻欠勤も多い場合ほか

3 55歳を超える職員に関する前項の適用については、同項中「4号給（教育職本給表

4 級の職員は、3号給)」とあるのは、「2号給」とし、その他の成績区分の号給数も1/2を乗じた数とする。

- 4 57歳を超える職員（教育職員は60歳。一般職本給表の1級及び2級の者を除く。）に関する第1項の適用については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、非常に良好の場合には1号給、極めて良好の場合には2号給とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、65歳以上の教育職員、60歳以上の再雇用の一般職員及び医療職員は昇給しない。
- 6 勤務成績判定の詳細は別に定める評価基準による。
- 7 昇給日は毎年1月1日とし、前回の昇給日又は採用日から1年を超えた期間又は1年未満の期間がある場合は四半期単位で号給数を加減する。
- 8 休職者及び休業者の昇給は、復職した後、前回の昇給から実勤務期間が通算して1年を超えた最初の昇給日を行う。
- 9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（本給の調整額）

第11条の2 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、本給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の規定により本給の調整を行う職員は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。
- 3 本給の調整額は、別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額に前項に規定する適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額は、調整前における本給月額の100分の25を超えてはならない。

第3章 諸手当

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの（年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれるものを除く。）をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫（年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。）
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母

- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号、第 3 号及び第 5 号該当する扶養親族については 6,500 円（教育職本給表 4 級及び一般職本給表 8 級の職員は 3,500 円）、同項第 2 号及び第 4 号に該当する扶養親族については 1 人につき 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 扶養手当の支給は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月をもって終わる。ただし、届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から支給を開始する。

（管理職手当）

第 13 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当の支給対象職員と支給月額は次のとおりとする。ただし、理事を兼ねる場合は支給しない。また、複数の管理職を併任する場合は、一番高い職務区分に応じた額を支給する。

職務区分別手当額

職務区分	金額
副学長	90,000円
学長補佐	70,000円
学部長	90,000円
学科長	70,000円
研究科長	50,000円
専攻長	30,000円
図書館長	60,000円
センター長	50,000円
教育研究審議会委員	40,000円
副センター長（保健管理センターに限る）	30,000円
事務局長	80,000円
事務局次長	65,000円
課長	50,000円

(住居手当)

第 14 条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号の区分に応じた額とする。

(1) 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

(2) 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

2 前項第 2 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 住居手当の支給は、その要件を備えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、その要件を喪失した日の属する月で終了する。ただし、届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から支給を開始する。

(通勤手当)

第 15 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩で通勤するとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満のものを除く。

(1) 公共交通機関を利用して通勤する者

(2) 自動車、自動 2 輪車、自転車等の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用して通勤する者

(3) 公共交通機関と自動車等の両方を使用して通勤する者

2 通勤手当の算出は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路、方法によるものとする。

3 第 1 項第 1 号の通勤手当の額は、6 箇月単位の定期券又は回数券等、割引率が最大の券種で計算し、1 箇月ごとに支給する。この計算の結果 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

4 第 1 項第 2 号の通勤手当の額は次のとおりとする。（再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、理事長が別に定める。）

自動車等の使用距離	手当月額	自動車等の使用距離	手当月額
片道 5 k m 未満	2,000 円	片道 35 k m 以上 40 k m 未満	21,600 円
片道 5 k m 以上 10 k m 未満	4,200 円	片道 40 k m 以上 45 k m 未満	24,400 円

片道 10 k m以上 15 k m未満	7,100 円	片道 45 k m以上 50 k m未満	26,200 円
片道 15 k m以上 20 k m未満	10,000 円	片道 50 k m以上 55 k m未満	28,000 円
片道 20 k m以上 25 k m未満	12,900 円	片道 55 k m以上 60 k m未満	29,800 円
片道 25 k m以上 30 k m未満	15,800 円	片道 60 k m以上	31,600 円
片道 30 k m以上 35 k m未満	18,700 円		

- 5 第1項第3号の通勤手当の額は、第3項と前項で規定する額の合計額とする。
- 6 通勤手当の最高限度額は、第3項から第5項までの規定により算出した額の1箇月当たりの額が55,000円までとする。
- 7 通勤手当は、月の初日から末日まで全ての勤務を欠いた場合は支給しない。また、月の途中で採用又は支給期間途中で退職した場合は、勤務した期間に応じて支給額を調整あるいは返納させることがある。

(単身赴任手当)

第16条 特に法人の要請を受けて雇用された者で、赴任に伴い住居を移転し、同居していた配偶者若しくは18歳未満の子(以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員のうち、配偶者等の住居から通勤することが困難と認められる場合は、単身赴任手当を支給する。

- 2 前項の規定は、当該者が前任機関で同様の手当を受給していた者で、赴任に伴い引き続き配偶者等と別居する場合にも適用する。
- 3 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

交通距離別加算額

距離区分	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	6,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	13,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	20,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	26,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	33,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	38,000円

1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	43,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	48,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	53,000円
2,500キロメートル以上	58,000円

- 4 単身赴任手当の支給は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、支給期間は5年間を限度とする。

（時間外勤務手当、休日勤務手当）

第17条 職員勤務時間規則第3条に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の125の支給割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜時間」という。）である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず職員勤務時間規則第8条第1項に規定する休日のうち労働基準法第35条に規定する休日（以下「法定休日」という。）に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、職員勤務時間規則第8条第2項の規定により、予め法定休日を同一週内の他の日に振り替えた場合を除き、勤務1時間当たりの給与額に100分の135の支給割合（その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を支給する。

また、法定休日以外の休日（以下「法定外休日」という。）に勤務を命ぜられた場合は、予め法定休日を同一週内の他の日に振り替えた場合を除き、勤務時間が1日7時間45分、1週間当たり38時間45分に達するまでは100分の100、それを超えた時間についてはそれぞれ100分の125の支給割合（その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を支給する。

- 3 職員勤務時間規則第8条第3項に規定する代休日を与えた場合は、その基となった休日の勤務時間全部に対して1時間当たりの給与額に100分の25の支給割合（その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を加算して支給する。

- 4 1箇月の時間外勤務時間が60時間（法定休日の勤務を除く。）を超えた場合は、その超えた勤務時間について1時間当たりの給与額に100分の50の支給割合（その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を加算して支給する。

- 5 前4項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける職員、専門業務型裁量労働制を適用した職員、又は変形労働時間制の適用により1週間当りの労働時間が平均して38時間45分以内となる職員には、時間外勤務手当は支給しない。

- 6 前5項の規定にかかわらず、休日に第20条に規定する特別勤務手当に該当する業

務に従事した場合は、時間外及び休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第 18 条 所定の勤務時間として深夜時間に亘る勤務を命ぜられた職員には、深夜時間帯の勤務の全時間に対して勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(管理職特別勤務手当)

第 19 条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要、その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、理事を兼ねる場合は支給しない。また、複数の管理職を併任する場合は、一番高い職務区分に応じた額を支給する。

3 管理職特別勤務手当の額は、次表掲げる職務区分に応じ、勤務 1 回につき次に定める額とする。ただし、第 1 項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が 6 時間を超える勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

職務区分別手当額

職務区分	第 1 項の額	第 2 項の額
副学長	8,500円	4,300円
学長補佐	7,000円	3,500円
学部長	8,500円	4,300円
学科長	7,000円	3,500円
研究科長	4,000円	2,000円
専攻長	3,000円	2,000円
図書館長	4,500円	2,300円
教育研究審議会委員	3,500円	1,800円
センター長	4,000円	2,000円
副センター長 (保健管理センターに限る)	3,000円	1,500円
事務局長	8,000円	4,000円
事務局次長	5,000円	2,500円
課長	4,000円	2,000円

(特別勤務手当)

第 20 条 特別勤務手当については、別に定める公立大学法人公立小松大学特別勤務手当に関する細則による。

第4章 期末手当、勤勉手当

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職又は死亡した職員に対して支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給月額及び本給の調整額の合計額（以下「本給の月額」という。）に扶養手当の月額を加えた額に、本給の月額に職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加えた額（特定管理職員の場合は、本給月額に100分の15を乗じて得た額をさらに加算した額）を基礎額として、次表に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日別支給率

基準日	支給率		
	一般の職員	特定管理職員	再雇用職員、定年前再雇用 短時間勤務職員
6月1日	1.225	1.025	0.6875
12月1日	1.225	1.025	0.6875

* 特定管理職員とは教育職4級で学部長をいう。

職務別加算割合

区分	職員	加算割合
教育職	4級の職員	100分の15
	3級・2級の職員	100分の10
	1級（33号給以上）の職員	100分の5
一般職	8級の職員	100分の20
	7・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
医療職	4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
	2級（65号給以上）の職員	100分の5

在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80

3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

(勤勉手当)

第 22 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前 1 箇月以内に退職また死亡した職員に対して支給する。

2 勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給の月額に、本給の月額に前条で規定する職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加えた額(特定管理職員の場合は、本給月額に 100 分の 15 を乗じて得た額をさらに加算した額)を基礎額として、勤務成績に応じた成績率を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。

勤務成績評価別支給割合

評価区分	成績率		
	特定管理職員	その他の職員	再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員
勤務成績が特に優秀な職員	1.455	1.215	0.5765
勤務成績が優秀な職員	1.310	1.100	0.5225
勤務成績が良好な職員	1.195	0.995	0.4725
訓告又は嚴重注意を受けた職員	0.900	0.700	0.350
譴責処分を受けた職員	0.700	0.600	0.300
減給処分を受けた職員	0.500	0.500	0.250

勤務期間別支給割合

勤務期間	支給割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20

1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	100 分の 15
1 5 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
1 5 日未満	100 分の 5
0 日	0

3 勤務成績判定の詳細は別に定める評価基準による。

(期末手当、勤勉手当の除外者)

第 23 条 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当と勤勉手当は支給しない。

- (1) 基準日以前 6 箇月以上休職にされている者
- (2) 基準日以前 6 箇月以上育児・介護休業をしている者
- (3) 基準日以前 6 箇月以内に出勤停止にされている者
- (4) 基準日前 1 箇月以内に懲戒解雇又は諭旨解雇された者
- (5) 基準日以降に懲戒解雇又は諭旨解雇の処分が確定している者
- (6) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、その退職の日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

2 退職後に前項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に相当する事実が判明し、懲戒審査で認定された場合には、期末手当、勤勉手当を返納させる。

第 24 条 第 21 条及び第 22 条の規定にかかわらず、法人の財政事情により期末手当と勤勉手当を減額又は支給しないことがある。

第 5 章 雑則

(休職者の給与)

第 25 条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職した場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の定めるところに従い、休業補償給付等、又は傷病補償年金等がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職した場合には、その休職期間は給与を支給しない。

(休業者等の給与)

第 26 条 育児休業及び介護休業並びに育児短時間勤務及び介護短時間勤務並びに育児部分休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業及び介護休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当、勤勉手当は基準日以前 6 箇月以内の勤務日数に応じた割合で支給する。
- (2) 育児短時間勤務及び介護短時間勤務をする職員の本給月額、その者の受ける本給額に、承認された勤務時間を所定の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、期末手当、勤勉手当の基礎額は、これを適用しないものとして得られる額とする。

(3) 育児部分休業をする職員の給与は、その勤務しない1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、有給の休暇による場合及び勤務時間規則第9条の承認があった場合を除き、勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(日割計算)

第28条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額を、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第29条 第17条、第18条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額を1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第30条 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は給与額を算定する過程において、1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

(給与の支払い)

第31条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員の同意があった場合は、当該職員が指定する金融機関の職員名義の口座に振り込むものとする。

(退職手当)

第32条 勤続1年以上の職員が退職し又は解雇した場合は、退職手当を支給する。ただし懲戒解雇した者には支給しない。

2 退職手当に関する詳細は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(給与計算の特例)

- 2 この規則の定めにかかわらず、小松市から出向を命じられて採用した者の本給及び期末手当、勤勉手当、諸手当は、小松市一般職員の給与に関する条例（昭和 33 年小松市条例第 5 号）を準用して決定する。
- 3 この規則の定めにかかわらず、平成 30 年 4 月 1 日に学校法人小松短期大学から公立大学法人に移行した職員の本給は、その職務区分に対応した級とし、学校法人小松短期大学で受けていた平成 30 年 3 月 31 現在の本給を基礎として平成 30 年 4 月 1 日に小松短期大学で定期昇給したものとした額の直近上位の額に対応する号給とする。
- 4 前項の職員のうち、平成 30 年 4 月 2 日以降に小松短期大学から公立小松大学の専任教員に異動した者の本給は、第 5 条から第 8 条の規定に基づき改めて決定する。
- 5 小松市の職員から引き続き法人に採用した者及び第 3 項の職員に対する平成 30 年 6 月期の期末手当、勤勉手当の期間率の算定には、小松市及び学校法人小松短期大学の勤務期間を通算するものとする。
- 6 当分の間、職員（教育職員を除く。）の本給月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（次項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 7 職員就業規則第 30 条の 2 第 1 項で他の職へ降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受けている職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、当該職員が受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

附 則(平成 30 年規則第 52 号)

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 3 項の規定については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 令和2年3月31日においてこの規則による改正前の公立大学法人公立小松大学職員給与規則第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2千円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、この規則による改正後の公立大学法人公立小松大学職員給与規則(以下「改正後の給与規則」という。)第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(第2号において「旧手当額」という。)から2千円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規則第14条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規則第14条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2千円を超えることとなる職員

附 則(令和2年規則第6号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第28号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表第1 (第5条関係)

教育職本給表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	322,900	376,600	417,900	502,300
46	323,400	378,300	419,400	504,100	

47	324, 200	379, 800	420, 800	505, 900
48	325, 000	381, 300	422, 300	509, 700
49	325, 600	382, 800	423, 600	509, 400
50	326, 300	384, 400	424, 800	511, 100
51	327, 000	385, 900	426, 100	512, 900
52	327, 700	387, 500	427, 300	514, 800
53	328, 700	388, 600	428, 000	516, 300
54	329, 400	390, 100	428, 900	517, 900
55	329, 800	391, 500	429, 800	519, 600
56	330, 400	393, 100	430, 700	521, 200
57	330, 800	394, 400	431, 500	522, 800
58	331, 500	395, 800	432, 400	524, 100
59	332, 200	397, 100	433, 300	525, 400
60	332, 800	398, 400	434, 100	526, 600
61	333, 500	399, 600	434, 800	527, 800
62	334, 400	401, 000	435, 700	528, 800
63	335, 300	402, 400	436, 700	529, 800
64	336, 100	403, 800	437, 600	530, 800
65	336, 800	404, 800	438, 500	531, 400
66	337, 800	405, 900	439, 400	532, 300
67	338, 500	406, 900	440, 400	533, 200
68	339, 500	408, 000	441, 300	534, 100
69	340, 100	408, 900	442, 300	535, 000
70	341, 000	409, 700	443, 300	535, 800
71	341, 900	410, 500	444, 200	536, 500
72	342, 800	411, 200	445, 200	537, 000
73	343, 100	411, 900	446, 200	537, 700
74	344, 100	412, 800	447, 100	538, 200
75	345, 100	413, 600	448, 000	539, 000
76	346, 100	414, 300	449, 000	539, 600
77	347, 100	414, 900	449, 800	540, 100
78	348, 000	415, 300	450, 300	
79	348, 900	415, 600	451, 000	
80	349, 800	415, 900	451, 600	
81	350, 700	416, 200	452, 400	
82	351, 600	416, 500	453, 100	
83	352, 500	416, 700	453, 400	
84	353, 400	417, 000	454, 000	
85	354, 000	417, 200	454, 400	
86	354, 600	417, 500	454, 700	
87	355, 200	417, 800	455, 000	
88	355, 800	418, 100	455, 300	
89	356, 300	418, 300	455, 600	
90	356, 700	418, 600		
91	357, 100	418, 900		
92	357, 500	419, 200		
93	357, 900	419, 400		
94	358, 300	419, 700		
95	358, 800	420, 000		
96	359, 200	420, 300		
97	359, 800	420, 500		
98	360, 300	420, 800		

	99	360,700	421,100		
	100	361,200	421,300		
	101	361,600	421,500		
	102	362,100	421,800		
	103	362,400	422,100		
	104	362,800	422,300		
	105	363,300	422,500		
	106	363,700			
	107	364,200			
	108	364,700			
	109	365,100			
	110	365,600			
	111	366,100			
	112	366,500			
	113	366,900			
	114	367,300			
	115	367,800			
	116	368,200			
	117	368,600			
	118	369,000			
	119	369,500			
	120	369,900			
	121	370,200			
	122	370,600			
	123	371,100			
	124	371,400			
	125	371,800			
	126	372,300			
	127	372,800			
	128	373,200			
	129	373,600			
再雇用職員、 定年前再雇用 短時間勤務職 員		283,800	294,800	316,800	401,000

別表第2（第5条関係）

一般職本給表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	

46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	441,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				

	98		297,100	345,100					
	99		297,500	345,500					
	100		297,900	345,800					
	101		298,100	346,100					
	102		298,400	346,500					
	103		298,800	346,900					
	104		299,100	347,300					
	105		299,300	347,800					
	106		299,600	348,200					
	107		300,000	348,600					
	108		300,300	349,000					
	109		300,500	349,500					
	110		300,900	349,900					
	111		301,300	350,200					
	112		301,600	350,500					
	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
再雇用 職員、定 年前再 雇用短 時間勤 務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,100	358,000	391,200

別表第3（第5条関係）

医療職本給表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400
	2	184,900	212,900	255,000	273,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100
	4	187,800	216,800	257,900	274,900
	5	189,300	218,800	259,100	275,400
	6	190,800	220,600	259,900	276,300
	7	192,300	222,400	260,700	277,000
	8	193,800	224,100	261,400	277,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800
	10	196,700	227,200	262,800	279,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100
	14	203,200	231,800	266,000	283,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900
	16	207,300	233,700	267,700	284,800
	17	209,300	234,800	268,200	285,800
	18	211,300	236,200	269,000	286,800
	19	213,400	237,600	269,800	287,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200
	22	219,000	241,400	272,000	291,600
	23	220,700	243,100	272,700	292,800
	24	222,400	244,500	273,500	294,000
	25	223,700	245,700	274,300	295,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500
	27	226,100	248,400	275,800	297,900
	28	227,100	249,700	276,600	299,300
	29	228,200	251,100	277,600	300,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900
	32	230,500	253,600	281,300	304,100
	33	231,600	254,400	282,500	305,300
	34	232,800	255,300	283,800	306,700
	35	233,900	256,200	284,900	308,100
	36	234,900	256,900	286,100	309,500
	37	235,900	257,600	287,500	310,800
	38	237,200	258,500	288,600	312,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400
	42	241,500	261,500	292,900	317,800
	43	242,500	262,300	294,100	319,200
	44	243,500	263,000	295,300	320,500
	45	244,500	263,700	296,400	321,300
46	245,500	264,400	297,700	322,700	

47	246,400	265,100	299,000	324,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600
49	248,000	266,500	301,300	326,700
50	248,900	267,300	302,500	328,000
51	249,800	268,000	303,700	329,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600
53	251,200	269,800	306,400	331,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500
56	253,800	273,200	310,200	335,800
57	254,500	274,400	311,000	336,700
58	255,400	275,800	312,200	338,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200
60	256,800	278,400	314,800	340,500
61	257,500	279,600	315,900	341,500
62	258,200	280,800	317,200	342,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700
65	260,200	284,000	320,800	345,800
66	260,900	285,200	322,100	347,000
67	261,500	286,400	323,300	348,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200
69	262,700	288,400	325,200	350,200
70	263,300	289,800	326,300	351,200
71	264,100	291,100	327,400	352,300
72	264,900	292,300	328,300	353,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200
74	267,200	294,600	330,100	355,300
75	268,200	295,800	331,200	356,400
76	269,200	297,000	332,300	357,400
77	270,100	298,300	333,400	358,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900
79	271,900	300,700	335,700	359,700
80	272,800	301,900	336,800	360,400
81	273,600	302,400	337,900	361,000
82	274,500	303,600	339,000	361,500
83	275,400	304,700	340,000	362,100
84	276,000	305,800	341,100	362,600
85	276,700	306,900	342,000	363,200
86	277,400	308,100	343,000	363,700
87	278,100	309,300	343,900	364,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800
89	279,600	311,500	345,800	365,200
90	280,400	312,700	346,600	365,600
91	281,200	313,900	347,400	366,200
92	282,000	315,000	348,200	366,700
93	282,800	315,800	348,800	367,000
94	283,800	316,500	349,400	367,500
95	284,700	317,200	350,100	367,900
96	285,600	317,800	350,700	368,200
97	286,200	318,300	351,100	368,800
98	286,800	318,600	351,500	369,300

	99	287,400	319,200	352,000	369,800
	100	288,300	319,800	352,400	370,300
	101	289,100	320,200	352,900	370,900
	102	289,900	320,800	353,300	371,400
	103	290,700	321,400	353,800	371,900
	104	291,500	321,900	354,200	372,300
	105	292,100	322,300	354,500	372,900
	106	292,600	322,800	355,000	373,400
	107	293,100	323,300	355,400	373,900
	108	293,500	323,800	355,700	374,400
	109	293,700	324,200	356,200	375,000
	110	294,000	324,600	356,700	375,400
	111	294,200	324,900	357,200	375,900
	112	294,500	325,200	357,700	376,400
	113	294,800	325,500	358,200	377,000
	114	295,000	325,900	358,700	
	115	295,300	326,300	359,200	
	116	295,500	326,600	359,600	
	117	295,800	326,800	360,000	
	118	296,100	327,100	360,400	
	119	296,400	327,500	360,900	
	120	296,700	327,700	361,400	
	121	297,000	327,900	361,800	
	122	297,400	328,200	362,300	
	123	297,700	328,500	362,800	
	124	298,100	328,800	363,300	
	125	298,300	329,000	363,600	
	126	298,500	329,300		
	127	298,800	329,700		
	128	299,200	329,900		
	129	299,400	330,100		
	130	299,700	330,300		
	131	300,100	330,700		
	132	300,500	330,900		
	133	300,700	331,200		
	134	301,000	331,600		
	135	301,400	332,000		
	136	301,700	332,400		
	137	301,900	332,700		
	138	302,200	333,100		
	139	302,600	333,500		
	140	302,900	333,900		
	141	303,100	334,200		
	142	303,500	334,600		
	143	303,900	334,900		
	144	304,200	335,300		
	145	304,400	335,600		
	146	304,600	336,000		
	147	304,900	336,400		
	148	305,300	336,800		
	149	305,500	337,100		
	150	305,700	337,500		

	151	306,000	337,900		
	152	306,300	338,300		
	153	306,700	338,600		
	154	306,900			
	155	307,100			
	156	307,400			
	157	307,700			
	158	308,000			
	159	308,300			
	160	308,600			
	161	309,000			
	162	309,300			
	163	309,600			
	164	309,900			
	165	310,300			
	166	310,600			
	167	310,900			
	168	311,200			
	169	311,600			
再雇用職員、 定年前再雇用 短時間勤務職 員		236,100	256,400	263,600	273,800

別表第4（第9条関係）

昇格時号給対応表

イ 教育職本給表 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16

45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	29	38	21
51	30	39	21
52	30	40	22
53	31	41	22
54	31	41	22
55	32	42	23
56	32	42	23
57	33	43	23
58	33	43	24
59	34	44	24
60	34	44	24
61	35	45	25
62	35	46	25
63	36	47	26
64	36	48	26
65	37	49	27
66	37	50	27
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	30
74	41	57	30
75	42	58	31
76	42	58	31
77	43	59	31
78	43	59	32
79	44	60	32
80	44	60	32
81	45	61	33
82	45	61	33
83	45	61	33
84	46	62	34
85	46	62	34
86	46	62	34
87	47	63	35
88	47	63	35
89	47	63	35
90	48	63	
91	48	63	
92	48	63	
93	49	63	
94	49	63	
95	49	63	
96	49	63	

97	50	63
98	50	63
99	50	63
100	50	63
101	51	63
102	51	63
103	51	63
104	51	63
105	52	63
106	52	
107	52	
108	52	
109	53	
110	53	
111	53	
112	53	
113	53	
114	53	
115	54	
116	54	
117	54	
118	54	
119	54	
120	54	
121	55	
122	55	
123	55	
124	55	
125	55	
126	55	
127	56	
128	56	
129	56	

ロ 一般職本給表 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2

15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	25	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	26	43	45	53	47	31	31
62	26	43	45	54	47	31	
63	27	44	45	55	48	31	
64	27	44	46	56	48	31	
65	27	45	46	57	49	31	
66	28	45	46	58	49	31	

67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	32
69	29	47	47	61	50	32
70	29	47	48	62	50	32
71	30	48	48	63	50	32
72	30	48	48	64	50	32
73	31	49	49	65	50	32
74	31	49	49	66	50	32
75	32	49	49	67	50	32
76	32	49	50	68	50	32
77	33	50	50	68	51	32
78	33	50	50	68	51	32
79	34	50	51	68	51	32
80	34	50	51	68	51	32
81	35	51	51	69	51	33
82	35	51	52	69	51	33
83	36	51	52	69	51	34
84	36	51	52	69	51	34
85	37	52	53	69	51	35
86	37	52	53	70	51	
87	38	52	53	70	51	
88	38	52	53	70	51	
89	39	53	54	71	52	
90	39	53	54	72	52	
91	40	53	54	73	52	
92	40	53	54	74	52	
93	41	53	55	75	53	
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				

119		58				
120		58				
121		58				
122		59				
123		59				
124		59				
125		59				

ハ 医療職号給表 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	2	1	6
19	3	1	7
20	4	1	8
21	5	1	9
22	6	1	10
23	7	1	11
24	8	1	12
25	9	1	13
26	10	2	14
27	11	3	15
28	12	4	16
29	13	5	17
30	14	6	18
31	15	7	19
32	16	8	20
33	17	9	21
34	18	10	22
35	19	11	23
36	20	12	24
37	21	13	25
38	22	14	26
39	23	15	27
40	24	16	28

41	25	17	29
42	26	18	30
43	27	19	31
44	28	20	32
45	29	21	33
46	30	22	34
47	31	23	35
48	32	24	36
49	33	25	37
50	34	26	38
51	35	27	39
52	36	28	40
53	37	29	41
54	38	30	42
55	39	31	43
56	40	32	44
57	41	33	45
58	42	34	46
59	43	35	47
60	44	36	48
61	45	37	49
62	46	38	50
63	47	39	51
64	48	40	52
65	49	41	53
66	50	42	54
67	51	43	55
68	52	44	56
69	53	45	57
70	54	46	58
71	55	47	59
72	56	48	60
73	57	49	61
74	58	50	62
75	59	51	63
76	60	52	64
77	61	53	65
78	62	54	66
79	63	55	67
80	64	56	68
81	65	57	69
82	65	58	70
83	66	59	71
84	66	60	72
85	67	61	73
86	67	62	74
87	68	63	75
88	68	64	76
89	69	65	77
90	70	66	78
91	71	67	79
92	72	68	80

93	73	69	81
94	73	70	82
95	74	71	83
96	74	72	84
97	75	73	85
98	75	74	85
99	76	75	86
100	76	76	86
101	77	77	87
102	77	78	87
103	78	79	88
104	78	80	88
105	79	81	89
106	79	81	90
107	80	81	91
108	80	82	92
109	81	82	92
110	81	82	92
111	81	83	93
112	81	83	93
113	82	83	93
114	82	84	94
115	82	84	94
116	82	84	94
117	83	85	95
118	83	85	95
119	83	85	95
120	83	85	96
121	84	86	96
122	84	86	96
123	84	86	97
124	84	86	97
125	85	87	97
126	85	87	
127	85	87	
128	86	87	
129	86	88	
130	86	88	
131	87	88	
132	87	88	
133	87	89	
134	88	89	
135	88	89	
136	88	90	
137	89	90	
138	89	90	
139	89	90	
140	89	90	
141	90	91	
142	90	91	
143	90	91	
144	90	91	

145	91	91	
146	91	92	
147	91	92	
148	91	92	
149	92	92	
150	92	92	
151	92	93	
152	92	93	
153	93	93	
154	93		
155	93		
156	93		
157	94		
158	94		
159	94		
160	94		
161	95		
162	95		
163	95		
164	95		
165	96		
166	96		
167	96		
168	96		
169	97		

別表第5（第10条関係）

降格時号給対応表

イ 教育職号給表 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	25	41
14	34	26	42
15	35	27	43
16	36	28	44
17	37	29	45
18	38	30	46
19	39	31	47
20	40	32	48
21	41	33	51
22	42	34	54
23	43	35	57
24	44	36	60
25	45	37	62
26	46	38	64
27	47	39	66
28	48	40	68
29	50	41	70
30	52	42	74
31	54	43	77
32	56	44	80
33	58	45	83
34	60	46	86
35	62	47	89
36	64	48	89
37	66	49	89
38	68	50	89
39	70	51	89
40	72	52	89
41	74	54	89
42	76	56	89
43	78	58	89
44	80	60	89

45	83	61	89
46	86	62	89
47	89	63	89
48	92	64	89
49	96	65	89
50	100	66	89
51	104	67	89
52	108	68	89
53	114	69	89
54	120	70	89
55	126	71	89
56	129	72	89
57	129	74	89
58	129	76	89
59	129	78	89
60	129	80	89
61	129	83	89
62	129	86	89
63	129	105	89
64	129	105	89
65	129	105	89
66	129	105	89
67	129	105	89
68	129	105	89
69	129	105	89
70	129	105	89
71	129	105	89
72	129	105	89
73	129	105	89
74	129	105	89
75	129	105	89
76	129	105	89
77	129	105	89
78	129	105	
79	129	105	
80	129	105	
81	129	105	
82	129	105	
83	129	105	
84	129	105	
85	129	105	
86	129	105	
87	129	105	
88	129	105	
89	129	105	
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		
94	129		
95	129		
96	129		

97	129		
98	129		
99	129		
100	129		
101	129		
102	129		
103	129		
104	129		
105	129		

ロ 一般職号給表 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	59	41	41	33	33	42	38
26	62	42	42	34	34	44	40
27	65	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	70	45	45	37	37	52	52
30	72	46	46	38	38	56	57
31	74	47	47	39	39	67	61
32	76	48	48	40	40	80	61
33	78	49	49	41	41	82	61
34	80	50	50	42	42	84	61
35	82	51	51	43	43	85	61
36	84	52	52	44	44	85	61
37	86	53	53	45	45	85	61
38	88	54	54	46	46	85	61

39	90	55	55	47	47	85	61
40	92	56	56	48	48	85	61
41	93	58	57	49	50	85	61
42	93	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			

91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

ハ 医療職号給表 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	17	25	13
2	17	26	14
3	17	27	15
4	18	28	16
5	19	29	17
6	20	30	18
7	21	31	19
8	22	32	20
9	23	33	21
10	25	34	22
11	26	35	23
12	27	36	24

13	28	37	25
14	29	38	26
15	31	39	27
16	32	40	28
17	33	41	29
18	34	42	30
19	35	43	31
20	36	44	32
21	37	45	33
22	38	46	34
23	39	47	35
24	40	48	36
25	41	49	37
26	42	50	38
27	43	51	39
28	44	52	40
29	45	53	41
30	46	54	42
31	47	55	43
32	48	56	44
33	49	57	45
34	50	58	46
35	51	59	47
36	52	60	48
37	53	61	49
38	54	62	50
39	55	63	51
40	56	64	52
41	57	65	53
42	58	66	54
43	59	67	55
44	60	68	56
45	61	69	57
46	62	70	58
47	63	71	59
48	64	72	60
49	65	73	61
50	66	74	62
51	67	75	63
52	68	76	64
53	69	77	65
54	70	78	66
55	71	79	67
56	72	80	68
57	73	81	69
58	74	82	70
59	75	83	71
60	76	84	72
61	77	85	73
62	78	86	74
63	79	87	75
64	80	88	76

65	82	89	77
66	84	90	78
67	86	91	79
68	88	92	80
69	89	93	81
70	90	94	82
71	91	95	83
72	92	96	84
73	94	97	85
74	96	98	86
75	98	99	87
76	100	100	88
77	102	101	89
78	104	102	90
79	106	103	91
80	108	104	92
81	112	107	93
82	116	110	94
83	120	113	95
84	124	116	96
85	127	120	98
86	130	124	100
87	133	128	102
88	136	132	104
89	140	135	105
90	144	140	106
91	148	145	107
92	152	150	110
93	156	153	113
94	160	153	116
95	164	153	119
96	168	153	122
97	169	153	125
98	169	153	125
99	169	153	125
100	169	153	125
101	169	153	125
102	169	153	125
103	169	153	125
104	169	153	125
105	169	153	125
106	169	153	125
107	169	153	125
108	169	153	125
109	169	153	125
110	169	153	125
111	169	153	125
112	169	153	125
113	169	153	125
114	169	153	
115	169	153	
116	169	153	

117	169	153	
118	169	153	
119	169	153	
120	169	153	
121	169	153	
122	169	153	
123	169	153	
124	169	153	
125	169	153	
126	169		
127	169		
128	169		
129	169		
130	169		
131	169		
132	169		
133	169		
134	169		
135	169		
136	169		
137	169		
138	169		
139	169		
140	169		
141	169		
142	169		
143	169		
144	169		
145	169		
146	169		
147	169		
148	169		
149	169		
150	169		
151	169		
152	169		
153	169		